

## 申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	経済部 農林水産課 産地づくり係	
許 認 可 等 名	徳島市鮎喰新農機具施設，徳島市鮎喰共同農作業場の利用の承諾	
根 拠 法 令	徳島市農業共同利用施設条例	
根 拠 条 項	第5条	
連 絡 先	徳島市鮎喰農機具共同利用組合（連絡先は農林水産課（電話 621-5252）までお問い合わせください。）	
審 査 基 準	基 準	<p>1 農業共同利用施設を利用できるもの。 徳島市鮎喰新農機具施設，徳島市鮎喰共同農作業場（徳島市庄町5丁目165-1）の近隣地域の農業者は，指定管理者に対して，施設の利用の申請が行える。</p> <p>2 利用の申請の方法 施設の利用の申請は，指定管理者へ口頭又は書面で次に掲げる事項について利用計画を伝えなければならない。  (1) 利用をする者の氏名及び住所又は居所  (2) 利用したい施設又は農機具の名称及び台数  (3) 利用の目的及び利用方法  (4) 利用の時期及び利用期間  (5) その他指定管理者が定める事項</p> <p>3 利用承諾しない場合  (1) 農業共同利用施設又は農機具を損傷又は滅失するおそれがあるとき。  (2) 農業共同利用施設の設置の趣旨である農業経営の合理化及び安定向上を図ることを目的とした地域農業の発展のための利用に反する使用をするおそれがあるとき。  (3) その他農業共同利用施設の管理上特に必要があると指定管理者が認める場合。</p>
	参 考 事 項	
	設定等年月日	平成24年 8月 1日設定（平成 年 月 日最終変更）
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 即日
	（設定しないものについてはその理由）	
	設定等年月日	平成24年 8月 1日設定（平成 年 月 日最終変更）